

令和7年度保育所等における安全管理対策推進業務委託仕様書

1 委託業務の名称

保育所等における安全管理対策推進業務委託

2 委託期間

契約日から令和8年3月31日(火)まで

3 事業目的

保育所等の管理者や職員を対象に、事故対策、虐待・不適切な保育防止等の安全管理に必要な知識、技術の修得に必要な研修を実施し、子どもを取り巻く様々なリスクから子どもを守り、安全かつ安心な保育を行うことを目的とする。

4 事業概要

保育所等の管理者や職員を対象に、事故対策、虐待・不適切な保育防止等の安全管理に必要な知識、技術の修得に必要な研修を企画・実施する。

(1)参加対象者

保育所、認定こども園、認可外保育施設、地域型保育事業所の設置者、保育従事者、市町担当職員

(2)講師:研修の内容に関する専門的な知識又は経験を有する者

(3)実施方法:オンライン配信および集合研修

(4)期間:オンライン配信期間 4か月程度

集合研修 4回

※ 集合研修4回の開催場所は地域の偏りがないようにし、参加対象者等からの希望があれば Zoom 等による配信も行うこと。

(5)受講見込み数 約 300 人

集合研修は1回あたり定員80名程度とする。

(6)研修時間 オンライン・集合研修ともに1～2時間程度

5 業務内容

(1)研修内容

○基礎研修(オンライン型)

・事故防止や事故対応の知識・技能に加え、令和5年5月に国から示された「保育所等に

おける虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」等の基礎知識の習得に向けた講義を、オンラインで配信する。

○テーマ別(実践)研修(集合型) 4回

各テーマに特化した実践研修を集合研修により実施する。適切なタイミングに、時宜に応じたテーマを取り上げ、効果的に実施する。グループワークによる意見交換や実技を通して、知識、技術の習得を図る。

例)初夏:バス送迎、プール・水遊び、熱中症、食中毒

冬:節分豆による誤嚥・窒息 等

【テーマ案】

虐待・不適切な保育、バス送迎、プール・水遊び、午睡、誤嚥・窒息、園外活動(置き去り・見失い)、性犯罪、熱中症、感染症、食中毒 等

※ 基礎研修(オンライン型)の受講は必須とする。テーマ別(実践)研修(集合型)は1テーマの受講を必須とし、残り3テーマの受講は任意とする。

(2) 研修のスケジュールの調整

テーマ別(実践)研修(集合型)について、初夏に実施する必要があるテーマについて令和7年7月5日までに実施することとし、2回目以降については、契約期間内に、時期を分けて実施すること。

(3) 講師等の選定・手配

講師等の選定・手配にかかる旅費・宿泊食事代、謝金、会場使用料等の一切の費用は委託料に含む。

(4) 研修の実施および運営

ア 研修の受講者管理等は受託業者で行うこと。

イ 受講確認、質疑応答、問い合わせ対応等

ウ これらの事務に要する経費は委託料に含むこと。

エ なお、研修の周知については、県各関係課から行うことを予定している。

(4) 参加者の評価

研修等終了後に参加者に対してアンケートを行い、内容について集計すること。

(5) 修了証書の交付

基礎研修、テーマ別研修(1コース以上)を受講した者については修了証の発行を行うこと。

(6) その他

研修内容については、事前に県と調整し、了承を得ること。

6 業務の遂行について

(1)業務の遂行に当たり、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに実施スケジュールを県に提出すること。

(2)業務の遂行に当たり、県との打ち合わせを行い、連携を密にすること。

7 報告等

(1)県は、受託者に対し、委託期間の途中において、委託事業の進捗状況等の必要な事項について報告を求め、または実地に調査することができるものとする。

(2)受託者は、本業務の完了後、速やかに業務完了報告書(実績報告書、受講出欠、質疑応答集計、アンケート集計等を含む。)を県に提出するものとする。

8 その他

(1)本業務の実施に当たっては、必要な関係法令を遵守することとする。

(2)本業務の履行に際し、他社の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときには、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。

(3)委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。契約期間の終了または解除後も同様とする。

(4)委託業務遂行のために県が提供した資料、データ等は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。

(5)受託者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、本事業を進める上で知り得た情報を第三者に漏らしたり、他の目的に利用したりしてはならないこと。また、事業終了後、取得した個人情報を破棄すること。

(6)研修用の動画、資料等の成果物の著作権は、滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体などでの活用を妨げないものとする。

(7)本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提出し、協議、了解を得ることとする。また責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責

任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。

(8)受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。

(9)その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。